

家庭用品等による中毒事故

○家庭用品等による中毒事故については、約8割が5歳以下で発生。事故発生頻度や傾向、被害程度等を調査し、原因究明・分析にあたり優先度の高事案を抽出し、同種事故防止のために必要な追跡調査を実施

[課題]

- 消費者庁には、平成21年9月～12月まで、化学物質による消費者事故情報として5件が通知。また、日本小児科学会でも有機溶媒の吸入による中毒事故について情報共有
- (財)日本中毒情報センターには、年間約4万件が相談されており、その約9割が経口摂取で、家庭用品に起因する事故が約6割
- 家庭用品に起因する事故のうち約8割が5歳以下で発生しており、事故防止のためには事故発生傾向や被害程度等の調査・分析が必要

[取組み]

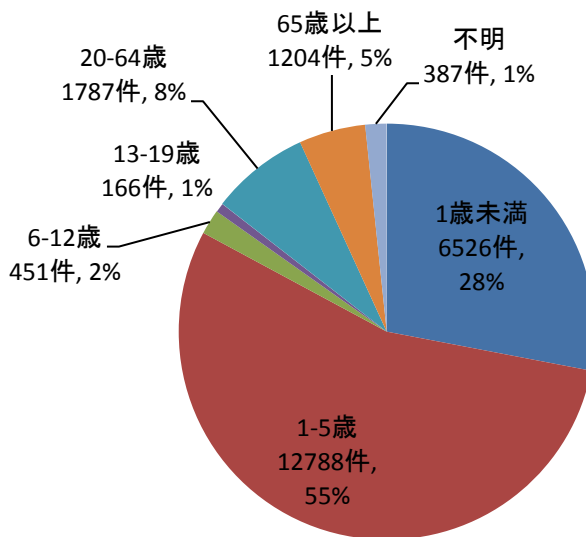
- 最近10年間の家庭用品に起因する中毒事故情報について、発生件数や傾向、症状等を調査し、原因究明・分析に取り組むべき要注意情報・分野を抽出、とりまとめ
- 近年増加傾向が顕著である優先度の高い事案について原因物質の化学特性や想定される症状等、同種事故防止のために必要な追跡調査を実施

摂取経路	受信件数(件)	(%)
経口	33623	89.3
吸入	1627	4.3
経皮	1410	3.7
眼	622	1.7
その他	378	1.0
計	37660	

摂取経路別相談件数

起因物質	受信件数(件)	(%)
家庭用品	23309	64.7
医療用医薬品	5653	15.7
一般用医薬品	3398	9.4
農業用品	803	2.2
自然毒	925	2.6
工業用品	1307	3.6
食品	649	1.8
計	36044	

起因物質別相談件数



家庭用品における年齢別相談数

健康食品による事故

- 健康食品に関しては、PIO-NETに過去5年間で約8万件うち危害事例約3千件報告
- 危害程度等を考慮し、要注意な製品を抽出するとともに、使用者の年齢や関連性の高い基礎疾患等を整理、同種事故防止のために必要な追跡調査を実施

[現状・課題]

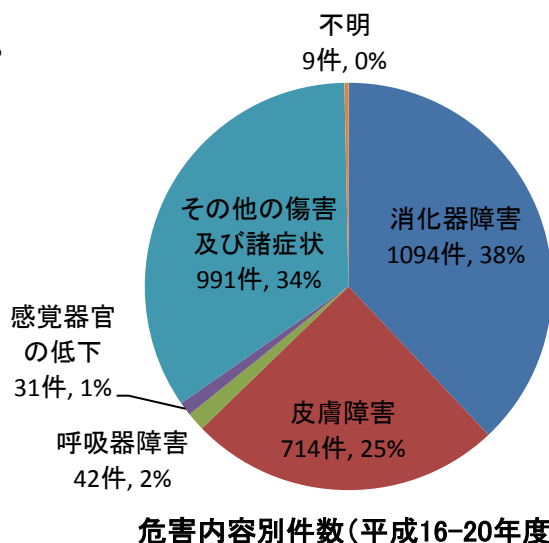
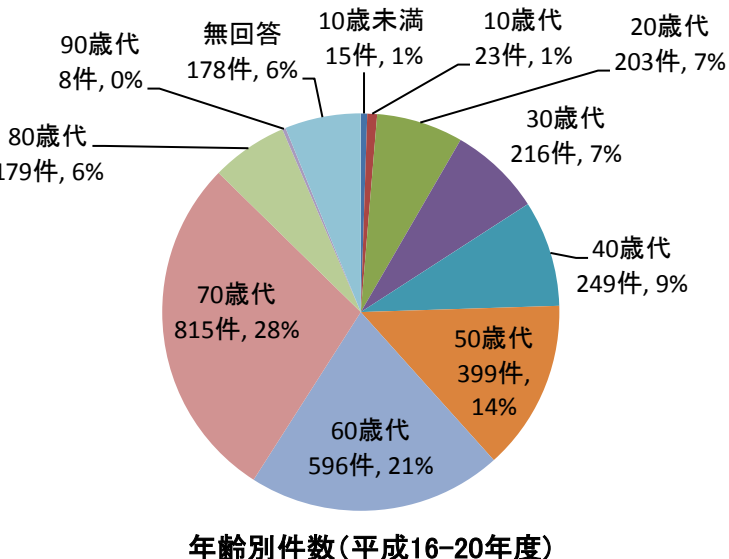
- 消費者庁には昨年9月～12月までの消費者事故等は2件(重大事故等以外)通知。PIO-NETには、過去5年間(2004年度以降2008年度)で約3千件以上の危害事例が報告。特に、60歳以上の高齢者では、健康食品による危害が最も多く相談
- 血糖や血圧等、健康不安のある消費者が使用する場合が多く、消費者事故への該当も含め、健康食品に関する被害全般の情報把握や分析の不十分

[取組み]

- 事故情報の整理
相談数、危害数等を考慮し被害の大きな事例を抽出し、危害事例の年齢別発生件数や関連性の高い基礎疾患(糖尿病、血圧等)との関係も勘案し危害内容を整理
- 追跡調査の検討
要注意な事例について、同種事故防止の検討に必要な調査方法を検討

高齢者における危害情報上位商品(平成19-20年度)

	①	②	③
60歳以上	健康食品(494)	医療サービス(318)	化粧品類(300)



ライターによる火災事故

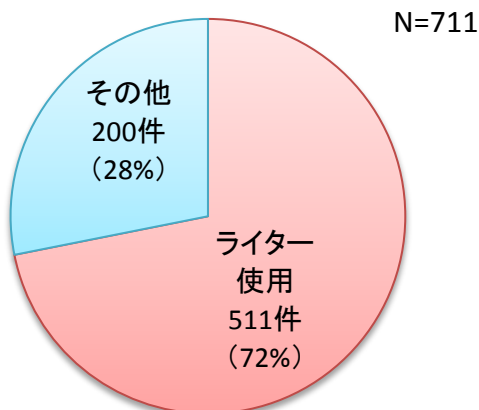
- 東京消防庁管内では、12歳以下の子供の火遊びのうち、ライター使用による火災が約7割を占めており、重大な被害につながるケースも多く、死傷者発生率も非常に高い状況
- 子供のライター使用による火災事故について、実態把握を進めるとともに、消費者への注意喚起を実施
- 経済産業省は、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて検討するため、消費経済審議会製品安全部会に諮問

[現状・課題]

- 12歳以下の子供のライターに関係した火災が10年間で512件（東京消防庁管内）発生、重大事故につながるケースが多い
- 日本には、欧米等のチャイルドレジスタンス機能に関する規制がなく、子供が簡単に操作できるライターが流通

[取組み]

- 経済産業省では、消費生活用製品安全法での安全規制の対象化等についての検討について、昨年12月15日開催の消費経済審議会製品安全部会に諮問。消費者庁としては、経済産業省等と連携して、我が国のライター流通の実態把握及び関係機関と連携して、事故状況を把握
- 消費者への注意喚起
 - 消費者庁としては、関係行政機関と連携し、ホームページを通じて、消費者への注意情報の提供
 - 店頭における注意情報提供者を製造及び流通団体等へ協力要請



過去10年間の子供（12歳以下）の
火遊びによる火災件数
（H11～H20 東京消防庁管内）
出典：「火災の実態」

原因		死傷者発生率
ライターによる火遊び	行為者年齢 5歳未満	79.6%
	行為者年齢 5歳以上 12歳以下	33.2%
たばこ		21.0%
ガステーブル等		46.3%
花火		5.2%

出火原因別死傷者等発生率
（H11～H20 東京消防庁管内）
出典：「火災の実態」

ベビーカーによる指挟み事故

○ ベビーカーに係る事故について、幼児が手指を挟んだ事故、乳幼児が転落する事故、親が転倒する事故報告

[現状]

- ベビーカーに係る事故(手指を挟んだ事故、乳幼児が転落した事故等)が発生
- 手指挟み等の問題に対応するため、(財)製品安全協会が運用する安全基準(SGマーク制度)を改正(平成21年3月)
改正内容は、幼児の手指が触れる開閉部の角を丸めるなど
- 業界団体による広報活動等
「ベビーカー使用に関するお願い指はさみに注意」のパンフレット等を作成し、全国に配布
- 全国ベビー&シルバー用品連合会では、経済産業省の要請を受け、国内メーカー及び輸入事業者から成る「ベビーカー連絡協議会」を平成21年6月に設立し、ベビーカーの安全に係る懸案事項の検討を開始

[取組み]

- 「ベビーカー連絡協議会」への参加を通じて、連合会及び事業者の今後の取組を把握し、所要の協力(例 消費者庁の持つ情報の提供、業界の情報発信時に後援名義を出す等の支援)
- 公共交通機関においてベビーカーとともに駆け込むというような危ない使用を防止するため、業界等が取り組む注意喚起等への協力

本棚転倒事故

- 昨年札幌市古本店で本棚転倒事故が発生。事故情報について警察庁との連携により情報収集するとともに、関係者から関連情報をヒアリング
- 同種事故防止のために、家具の転倒に関する安全性評価手法を把握、同種事故防止対策を推進

[現状・課題]

- 2009年10月13日 札幌市の古本店で、3列(高さ2.1m, 厚さ15cm, 幅5.4m、背あわせで設置)の本棚が突然転倒。小学5年生女児が、胸を挟まれ、意識不明の重体
- 北海道警により捜査が進められているが、他の古本店においても類似の製品使用や使用形態のある可能性

[取組み]

- 警察庁と連携し事故発生状況を確認するとともに、古書籍商組合、日本オフィス家具協会等から家具の転倒に関する安全性についてヒアリング
 - 「日本オフィス家具協会 箱物転倒防止基準」では家具の奥行きと高さにより、転倒の安全性を評価
 $B/\sqrt{H} \leq 4$ (B=奥行き、H=高さ(単位cm))
- 同種事故防止対策の推進
 - 家具協会や家具工業連合会等の協力により、製造者、流通業者に転倒防止に関する注意喚起
 - ホームページ等を通じて消費者への注意情報を提供

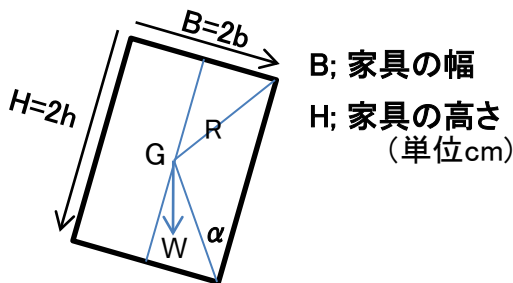


図1.角柱の転倒

物体に衝撃を与えたとき、それが転倒するために次式を提案(図1参照)

$$V=2\sqrt{gb\alpha}/3$$

V 転倒に必要な速度、g 重力加速度

α が小さいとして、地震時の速度を100 kineと仮定すると、次式により転倒の有無を判断できると提案

$$B/\sqrt{H} \leq 4$$